平成２４年（フ）第３９号
岩手県久慈市小久慈町第36地割25番地15
債務者　細畑　一春
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前11時15分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第１７８０号
神奈川県綾瀬市小園1007番地１　サンモールサトウ102
債務者　井上　　稔
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９１４号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘１丁目４番51号　清水荘201号室
債務者　大須賀　健
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９１９号
横浜市保土ケ谷区新井町463番地　ニューハイツ石井Ｃ―12号
債務者　秋山杏夕里（旧姓望月・佐藤）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８６６号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ23―207号
債務者　辻　　辰也
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８９０号
大阪府門真市新橋町16番15―311号
債務者　岡田厚志こと　金　　厚志
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４０号
横浜市青葉区市ケ尾町1152番地１　第２森ハイツ102
債務者　川端　俊夫
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１６号
東京都東村山市本町１丁目13番地51大塚ビル104
債務者　天野　浩樹
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８０号
静岡県浜松市西区大平台４丁目７番23号
債務者　菅原　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
川崎市宮前区平６丁目12番４―102号　ロイヤルシャトー宮前平
債務者　玉城るみ子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７７６号
横浜市港北区新横浜１丁目16番地２　ＳＥエトワール305号
債務者　伊藤　泰英
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５９号
横浜市都筑区富士見が丘３番42号
債務者　中山　由美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３号
愛知県蒲郡市丸山町７―５　スリーゼ鈴東Ｃ―203号、住民票上の住所愛知県蒲郡市栄町16番29号
債務者　関原ますみ
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２１４号
愛知県豊川市中央通５丁目71番地の１　メゾンソフィア102号
債務者　辻村　範樹
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２１７号
愛知県豊橋市城山町78番地　Ａ―53
債務者　倉本　晴乃
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部